

補助制度等一覧

事業名		実施主体	事業内容	備考
1 自然環境整備交付金	自然環境整備支援事業	市町村	国定公園等において市町村が行う施設整備等に助成。 ・対象地域 国定公園及び中部北陸自然歩道 ・対象事業 歩道、園地、休憩所、公衆便所、自然再生推進計画に基づく自然再生施設等の整備 ・補助率 45/100(国庫10/10)	自然
	ニホンジカによる植生被害対策事業 【自然再生事業】	県	ニホンジカによる植生被害対策を、自然再生推進計画に位置づけるにあたり、防護策の設置や発信機による追跡調査を行なう。	自然
	自然公園施設等整備事業	県	自然環境の保全と自然公園の安全で快適な利用を図るため、老朽化した県有施設(歩道など)の補修等を行う。	自然
	美ヶ原・霧ヶ峰自然環境保全事業	県	ピーナスライン沿線自然再生事業(H16～H18)で整備した植生帯の維持管理及び霧ヶ峰における公園施設点検、維持管理等を図る。維持管理等に参加するボランティアに対する支援。(草刈機燃料、替刃、軍手等の消耗品)	自然
5	山岳環境保全総合整備事業	山小屋等事業者	山岳環境の保全を図るため、山小屋経営者が行う山小屋トイレの整備に対して助成。 ・補助率 1/2以内 ・対象事業 排水・し尿処理施設等	自然
6	信州の登山道リフレッシュ事業	山小屋等関係者	登山道利用者等からの協力金を活用し、山小屋等関係者が行う管理者の不明確な登山道の日常的な維持・補修の取り組みに対して助成する。 ・対象地域 自然公園内の山域(北アルプス、ハヶ岳ほか) ・補助率 1/2以内(県単独)	自然
7	生物多様性保全推進交付金 (新規 予算要求中につき注意)	地方公共団体 大学 民間団体 (企業・NPO等)	地域における生物多様性の保全再生に資する活動の実施経費に対して支給。交付金メニューは、野生動植物保護管理対策、外来生物防除対策、重要生物多様性地域保全再生。 ・補助率 1/2以内(国庫10/10)	自然
8	エコツーリズム総合推進事業 (新規 予算要求中につき注意)	エコツーリズム推進協議会等	国立公園等におけるエコツーリズム支援事業。地方におけるエコツーリズムの仕組みづくり、新法に基づく協議会を設置する地域への支援。環境省、国土交通省、農水省の連携による支援事業。事業詳細は未確認。	自然 国土 農水
9	信州森の小径整備事業	市町村	市町村が行う森林内の歩道の整備、森林体験施設の整備、共同利用施設の整備に対して補助。 ・補助率5/10以内(国庫補助)	林務
10	信州の森林づくり事業	市町村 森林組合 森林所有者	森林資源の増進を促進し、森林機能の増進を図るため、森林の整備に要する経費に対して補助金を交付。 ・実施主体 市町村、森林組合、森林所有者 ・補助率 4/10～7/10	林務
11	県営公益森林機能増進事業	県	普通林において、整備が必要であるが所有者による整備が期待できない森林を、県が事業主体となり整備する。 ・対象地域 上川流域	林務
12	林道事業	市町村	森林整備を行う場合の基盤整備として必要な林道の開設、改良、舗装を行う事業。 ・補助率 3/10～5/10(国庫補助) 事業種目により補助率、補助対象事業費等が異なる。	林務
13	野生鳥獣総合管理対策事業	市町村 森林所有者等	ニホンカモシカ、ツキノワグマによる造林木の食害防止のための防護柵又は電気柵設置等に要する経費への補助。 ・補助率 5/10	林務
14		市町村 野生鳥獣保護管理対策協議会	ニホンジカを大量捕獲するための柵、防護柵の設置等に要する経費への補助。 ・補助率 5/10	林務
15	野生鳥獣被害総合対策事業	市町村 農業協同組合 農業者が組織する団体 その他知事が認める団体	野生鳥獣被害防止を目的とした施設の設置で、その内容は次のとおり。 防護策・電気柵 捕獲檻 テレメリー調査用発信器、受信機及びその付帯機器 その他知事が適当と認める施設 ・補助率 1/2以内(県単独)	農政

	事業名	実施主体	事業内容	備考
16	地域発元気づくり支援金	市町村 広域連合 一部事務組合 公共的団体	市町村及び公共的団体等が、住民と共に自立的かつ主体的に取り組む、地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に要する経費に対し補助金を交付。 ・補助率 ハード(2/3以内) ソフト(10/10以内)	地域
17	中小企業融資制度資金の斡旋	中小企業	新事業活性化資金(環境調和向け) ・限度額 設備資金1億5000万円・運転資金3000万円 ・利率 2.0%以下 ・保証料 0.44%以下 ・償還期間 設備資金10年(建物等13年)・運転資金7年 ・融資枠 2億円	商工